

第6章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

第1 会社緊急処理事態対策本部の設置

会社は、緊急処理事態が発生し、内閣に緊急処理事態対策本部（以下「政府緊急対策本部」という。）が、国土交通省に国土交通省緊急処理事態対策本部（以下「本省緊急対策本部」という。）が設置された場合であって、緊急対処保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに社長を長とする中日本高速道路株式会社緊急処理事態対策本部（以下「本社緊急対策本部」という。）を設置し、会社内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び会社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

本社緊急対策本部を設置した場合には、支社等に対し、直ちにその旨を連絡するとともに、関係機関に対して、連絡窓口等を連絡するものとする。

第2 支社等緊急処理事態対策本部の設置

支社等は、本社緊急対策本部が設置された場合であって、所掌に係る緊急対処保護措置などを実施する必要がある場合には、本社緊急対策本部に準じた組織（以下「支社等緊急対策本部」という。）を設置するものとする。

支社等は、支社等緊急対策本部を設置したときは、その旨を本社緊急対策本部に連絡するものとする。

第3 その他の体制の確立

会社は、緊急処理事態に類似した事象が発生した場合、その事象の大小に応じ適切な体制を構築するものとする。

第4 対策本部の組織等

この計画に定めるもののほか、本社及び支社等緊急対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第2節 警報の通知及び伝達

会社は、政府緊急対策本部の長が決定する警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲に応じ、武力攻撃事態等の警報の通知及び伝達に準じて、警報を通知及び伝達するものとする。

警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準じて、これを行うものとする。

第3節 緊急対処保護措置の実施

会社は、緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第2章から第5章までの定めに基づいて行うこととする。